

平成 年 月 日

宮城県石巻工業高等学校長 殿

科 年 組 生徒氏名

保護者氏名

印

受診報告書（学校感染症）

以下の通り受診し、登校許可を受けましたので報告いたします。

病名	インフルエンザ（ A型 ・ B型 ・ 不明 ）
	インフルエンザ以外（ ）
診断日	平成 年 月 日
出席停止期間	平成 年 月 日 ~ 月 日
	（ 第三種「その他の感染症」で、他の生徒への感染の恐れがあるため ）
治療方針	_____ _____ _____
登校許可	平成 年 月 日 より
医療機関名	_____

* 保護者が記入してください。

* 受診した際の証明（領収書のコピーや薬の説明書等）を添付してください。診断書は不要です。

保護者 殿

宮城県石巻工業高等学校
校長 澁谷 貴彦

学校感染症による出席停止について

医師により下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止扱いとなるため欠席にはなりません。つきましては、主治医の指示に従い、許可が降りるまで家庭で療養させていただきます。

登校するときは、医師に登校許可を確認し、裏面の受診報告書にご記入の上、受診証明書類（領収書のコピーや薬の説明書等、診断書は不要）を添付して提出してください。

記

* 学校保健安全法施行規則第18条に基づく学校感染症および第19条に基づく出席停止期間

第1種	エボラ出血熱，クリミヤ・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルク病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），鳥インフルエンザ（H5N1）	
	出席停止期間の基準：治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	出席停止期間の基準 発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風しん（三日はしか）	発しんが全て消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症（感染性胃腸炎，マイコプラズマ感染症等） その他の感染症は、 <u>他の生徒へ感染させるおそれがあり、医師から欠席するよう指示があった場合のみ。</u>	
	出席停止期間の基準：医師において感染のおそれがないと認めるまで	

出席停止に関することをご不明な点は学校までご相談ください。